

警察庁ポータルサイトを利用した道路使用許可申請の手続き案内

利用可能な手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路使用許可申請 ○ 道路使用許可証記載事項変更届 ○ 道路使用許可証再交付申請
手続の内容・要件等	<p>以下の要件を満たす場合に申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路使用許可の申請（道路交通法第78条第1項） 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を受けた期間の延長の申請 ・ 道路交通環境がほぼ同一と評価できる程度の場所の変更の申請 ・ 例年実施している道路使用で、その場所・期間・方法・形態が同一のものの申請 ○ 道路使用許可の変更の届出（道路交通法第78条第4項） 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者又は現場責任者の変更の届出 ・ 申請者又は現場責任者の住所の変更の届出 ・ 養子縁組等による、申請者又は現場責任者の氏名の変更の届出 ○ 道路使用許可証再交付申請（道路交通法第78条第5項） <p>※ 詳しくは、警察本部交通規制課、最寄りの警察署交通課又は幹部派出所でお尋ねください。</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路使用許可の申請（道路交通法第78条第1項） 2,400円 ○ 道路使用許可の変更の届出（道路交通法第78条第4項） 無料 ○ 道路使用許可証再交付申請（道路交通法第78条第5項） 600円 <p>※ いずれも鹿児島県収入証紙が必要（証紙は警察署等敷地内にある交通安全協会で購入できます。）</p>
受付ページ	<p>https://proc.npa.go.jp （上記 URL をブラウザのアドレス欄に貼付してください。）</p>
添付書類	<p>審査時、必要があれば疎明資料の提出を求める場合があります。</p> <p>※ ただし、添付ファイルの容量が3.5MBを超えると送信できません。ご注意ください。</p>
備考（注意事項等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書等に押印は不要です。 ○ イベント等を行う場合は、十分な時間的余裕をもって、事前にご相談ください。
問い合わせ先	<p>鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 電話 099-206-0110（内線5172・5173・5178）</p>